

2014年度特別研究期間 研究成果概要

所属・職・氏名 司法研究科・教授・永田秀樹

研究課題：ヨーロッパの憲法裁判制度の比較法的研究およびドイツの憲法判例の分析

研究期間：2014年10月1日～2015年3月31日

研究成果概要

第2次大戦後、立憲主義の浸透とともに憲法裁判が世界的な規模で普及した。「憲法裁判の勝利の行進」は、アジアやアフリカ諸国にまで及んでいる。注目すべきことは、ほとんどの国においてアメリカではなくドイツの憲法裁判所が範型となったことである。

本研究は、従来十分な研究と紹介が行われてこなかった旧社会主義国を含む東ヨーロッパ諸国の憲法裁判制度を概観し、国別に憲法裁判所の地位、組織、権限、手続を明らかにすることであった。具体的に対象とした国は、アルバニア、ブルガリア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、チェコ、トルコ、ハンガリー、キプロスである。また、比較対象とした項目は、具体的には以下のようである。

「地位と組織」に関しては I 憲法裁判官と長官の選任方法 1. 憲法裁判官の選任方法（憲法裁判官の員数、議会の関与、政党の裁判官選任過程への影響力） 2. 長官・副長官の選任方法 II 裁判官の独立と地位 1. 任期 2. 意に反する罷免の禁止 III 憲法裁判所の構造と組織 1. 憲法裁判所の独立性 2. 2部制と小委員会制度 3. 組織 IV 憲法裁判所の地位である。

「権限」に関しては、I 憲法裁判所の権限の分類 II 規範統制 1. 抽象的規範統制（予防的規範統制、事後的抽象的規範統制） 2. 具体的規範統制 III 連邦・州間あるいは中央と地方との間の権限争議 1. 連邦制 2. 準連邦制 3. 実際の運用 IV 国家機関間の権限争議 1. 機関争訟一般 2. 限定的機関争訟 V 憲法訴願 1. 概要 2. 訴願の対象 3. 当事者適格と原告適格 4. 出訴手段の完遂 5. 審査基準 6. 出訴期間 7. その他の訴訟類型である。

「手続」に関しては I 訴訟の開始手続 II 証拠調べと審理方法 III 略式手続 IV 仮命令 V 評議の方法 VI 裁判費用である。

「判決の種別と効力」に関しては、I 判決の種別 II 判決の効力 III 判決の執行である。

研究を通じて明らかになったことは、新憲法制定や大改正の際に「憲法の優位」を確保するための実効的な方法として違憲審査制の導入や、(既存の場合は) その質的な拡大強化が検討される中で、従来型の司法権とは一線を画した新しい司法組織が模索されたこと、その結果、顕著な成功例であるドイツの憲法裁判所が参考にされることが多かったということである。議会＝多数決民主主義に対する不信だけでなく、伝統的な裁判所、裁判官に対する不信と見直しが憲法裁判所の設置をもたらしたという事情は、第1世代のドイツ、イタリア、第2世代のスペイン、ポルトガルと基本的には変わらないということが証明された。広範囲に及ぶ研究だったため期間中には論文の形で発表することはできなかったが、項目別に整理ができたところから「法と政治」で順次、公表していきたい。

もう1つのテーマであったドイツの憲法判例の分析については、「人口比例に基づく議席配分

規定の合憲性—選挙区割りにおける未成年者（ドイツ人非有権者）の算入—」（2012年1月31日第2法廷決定、連邦憲法裁判所判例集130巻212頁以下）を執筆した。この事件は、日本と異なり、連邦選挙法が定める格差の基準自体は連邦議会によって遵守されてきたので定数配分の不均衡問題が争われたことは近年なかったが、連邦選挙法が有権者ではなく（ドイツ人の）人口数を基礎としていることが、そもそも比較の基準として誤っていて、有権者数で比較するならば、平均との格差25%を超えているところが存在していることが問われた事件であった。

連邦憲法裁判所は、訴願提起者の主張を受けいれて、38条1項の平等原則は、有権者相互間の投票の結果価値の平等を要請していることを認める解釈をとったが、他方で、38条の解釈において「全国民の代表」的民主主義観にも理解も示し、未成年者のドイツ人人口に占める割合に地域的に著しい差が生じていなければ、ドイツ人の人口を基礎にすることが平等権侵害に結びつくとはいえず、人口と有権者との間に軽視できない乖離が生じたときに初めて選挙区割りの改正が立法者の義務となるという妥協的な判断を示した。

将来的には日本にも参考になるものである。この評釈は、ドイツ憲法判例研究会編の『ドイツ憲法判例IV』（信山社）に掲載される予定である。

ドイツの社会権に関する新しい判例や判断方法の発展についても研究した。本来、自由権について開発された3段階審査が、修正を加えて社会権にも応用可能であるという解釈論が生まれていることについて、松井幸夫教授との共著『基礎から学ぶ憲法訴訟（第2版）』（2015年4月、法律文化社）の第1部に紹介することができた。

研究成果概要は、データは gakunai@kwansei.ac.jp まで提出してください。